

所得税(国税)の確定申告

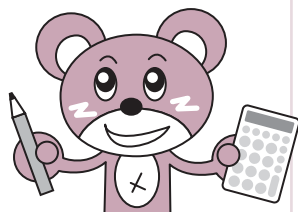
申告が必要な方

①事業所得や不動産所得などがある方で、平成19年中の所得金額の合計額から配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて計算した税額が、配当控除の合計額より多い方

②給与所得者で、次のいずれかに該当する方

- ▼平成19年中の給与収入が2,000万円を超える方
- ▼1か所から給与等の支払いを受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ▼2か所以上から給与の支払いを受けた方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える方

③平成19年中に土地・建物・株式・ゴルフ会員権などの資産で、売却・交換・取用・財産分与などがあった方



自分で申告書を作ろぞ～

所得控除を受ける為に必要なもの

●社会保険料控除

平成19年中に支払った国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料等の金額がわかる書類

(国民年金保険料等については、その支払いを証する書類)

●生命保険料控除・地震保険料控除

生命保険・損害保険会社などから発行された控除証明書(昨年度までの損害保険料控除が変更になりました)

●配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除

配偶者または、扶養親族に所得がある場合は、その所得を確認できるもの

●障害者控除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など

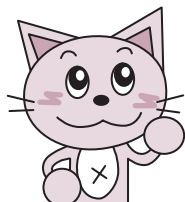
●医療費控除

(平成19年中【平成19年1月1日～12月31日】に支払った医療費などの合計が10万円以上または合計所得金額の5%を超える場合)

▼医療費などの領収書

▼補てん金(出産一時金・高額療養費など)がある場合はその金額がわかるもの

※医療費控除を受けるには、「医療費の明細書」を作成し申告書と一緒に提出する必要があります。員弁庁舎課税課または、各庁舎の総合窓口課に備え付けてありますのでご利用ください。独自の書式でも結構です。



医療費の控除を受けるためには平成19年中の医療費の領収書などが必要だよ!
「医療費の明細書」も作っておいてくださいね!

市民税・県民税(住民税)の申告

申告書は員弁庁舎課税課および各庁舎総合窓口課にあります。

申告が必要な方

①平成20年1月1日現在、いなべ市に住所があり、平成19年中(平成19年1月1日～12月31日)に所得があった方で次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要となります。

- ▼事業所得(営業・農業など)、不動産所得(貸家・貸地、駐車場など)、配当所得などの給与所得以外の所得があった方
- ▼給与所得者で勤務先から市へ給与支払報告書が提出されなかった方(昨年中に退職した方、日雇い、パートなどを含みます)
- ▼給与所得者で給与以外の所得があった方
給与以外の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告は必要です。

②前年中に収入がなかった方でも次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。なお、申告書提出の際には申告書右側の「収入のなかった方」の欄の記入もお忘れなく。

- ▼福祉医療・児童(扶養)手当などの助成などのため、所得がない旨の証明書の発行を必要とする方
- ▼賦課資料として必要なため、市から申告書が送付された方

ホームページ上で簡単に 確定申告書が作成できます



確定申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、24時間いつでも簡単にホームページ上で確定申告書が作成できます。作成された申告書は、印刷して必要な書類を添付すればそのまま税務署へ提出できます。また、「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告等データで「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用すると、インターネットで直接電子申告ができ大変便利です。e-Taxをご利用いただくには、事前に手続き等が必要になります。詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

